

女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画

令和3年度～令和7年度

三戸地区環境整備事務組合

第二次三戸地区環境整備事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 3 年 3 月 3 1 日 策 定
三戸地区環境整備事務組合管理者

三戸地区環境整備事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき策定する特定事業主行動計画です。女性が働きやすく、活躍できるような環境作りに向けて「三戸地区環境整備事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」（以下「第一次計画」という。）を平成 29 年 3 月 15 日に策定し、推進してきましたが、今後のさらなる改善・向上を図るため、「第二次三戸地区環境整備事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 第一次行動計画の実施状況、課題分析

【目標値】

1. 令和 2 年度までに女性の正職員割合を 6 % 以上
2. 男性職員の育児休業等の取得促進

【実施状況】

1. 令和 2 年度の女性の正職員割合は計画策定時から変わらず 0 % である。
2. 対象職員へ特別休暇に関する周知を行い出産後の配偶者を支援するため全ての男性職員が取得できる配偶者出産休暇又は妻の産後等の期間中の育児参加休暇のいずれかを取得した。

・女性職員の採用割合と採用試験受験者の内訳

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
女性職員数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
女性職員の採用割合		0 人	0 人		0 人
女性の採用試験受験者数 () 内は受験者合計		0 人 (1 人)	0 人 (1 人)		2 人 (5 人)

※平成 28 年度及び令和元年度は職員採用無し

・出産後の配偶者を支援するため全ての男性職員が取得できる配偶者出産休暇並びに妻の産後等の期間中の育児参加休暇の取得状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
対象男性職員	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人
配偶者出産休暇取得者			1 人		0 人
産後等の期間中の育児参加休暇の取得者			0 人		1 人

※平成 28 年度、平成 29 年度及び令和元年度は対象職員無し

【課題分析】

1. 女性職員の採用を増やすにはその前提として組合職員採用試験の受験者数を増やす必要が有ります。現在は組織町の広報掲載と当組合ホームページでのお知らせを行っておりますが、今以上に多数の方が知ることのできる体制を構築することが必要と考えられます。
2. 対象職員へ周知することにより取得促進することができました。今後も制度を対象者へ周知し取得率の向上を図ります。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

- 目標 1 令和 8 年度までに、女性の正職員割合を、令和 2 年度実績 0 %から 9 %以上にする。
- 目標 2 令和 8 年度までに、男性職員の育児参加休暇の取得割合 100%にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた取組について

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

- 1 受験者数を増やすため、次回以降の職員採用時は採用情報の周知方法を見直し、多数の方が情報を閲覧できる方法を検討し実行する。
- 2 引き続き、対象職員に配偶者出産休暇・育児参加休暇制度を周知するとともに、希望する職員が休暇を取得しやすい職場環境の整備に努める。